

監 査 公 表 第 2 号

平成31年3月15日

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 清 水 芳 将

### 行政監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別冊のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成31年3月8日に決定、3月12日に議長及び市長に提出し、平成31年3月15日に議会報告されています。）

平成30年度

行政監査結果報告書

「公有財産（土地）の管理について」

周南市監査委員



# 目 次

	頁
第1 監査のテーマ	1
第2 選定の理由	1
第3 監査の対象及び範囲	1
第4 監査の実施期間	1
第5 監査の方法	1
第6 監査の着眼点	2
第7 監査の結果	3
1 公有財産の範囲と分類	3
2 公有財産（土地）の保有状況	3
(1) 概要	3
(2) 一般会計及び特別会計の公有財産（土地）	4
(3) 公営企業会計の公有財産（土地）	6
3 公有財産（土地）の管理状況	7
(1) 概要	7
(2) 公有財産（土地）現在高	8
4 公有財産（土地）の活用状況	9
(1) 概要	9
(2) 行政財産の目的外使用	9
ア 目的外使用許可の状況	11
イ 目的外使用料減免の状況	12
(3) 行政財産の占用	13
(4) 公有財産の貸付け	13
(5) 公有財産の売払い	15
(6) その他の活用	15
ア 自動販売機の設置促進	15
イ 市営住宅用地の活用	16
5 公有財産（土地）の管理、活用の課題	16
(1) 制度間の格差	16
ア 電柱等の取扱い	16
イ 端数処理の取扱い	18
ウ 自動販売機の取扱い	18
(2) 維持管理	18

第8 むすび .....	19
資料編 .....	21
資料1 調査票 .....	22

(注) ① 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、内訳の計と総数の合わない場合がある。

② 表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」又は「0.0」..... 該当数値が零のもの、又は算出により零となるもの

「-」..... 該当がないもの

## 第1 監査のテーマ

公有財産（土地）の管理について

## 第2 選定の理由

公有財産の管理及び運用については、地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

本市においては、第3次周南市行財政改革大綱（平成27年度～平成31年度）を策定し、市有財産を経営資源として捉え、適正な管理と有効活用を進めることにより、将来に向けた財源の確保に積極的に取り組むこととされている。

また、平成30年2月に策定された周南市緊急財政対策では、財源確保に向けた取り組みとして、遊休資産等の有効活用を掲げている。

そこで、平成30年4月1日現在において本市が保有する公有財産（土地）について、その管理運営が適正かつ効率的であるか、また、その運用が公平に行われているかなどの実態を把握することにより、今後の適正な事務の執行に資することを目的として行政監査を実施した。

## 第3 監査の対象及び範囲

平成30年4月1日現在において保有する公有財産（土地。ただし、道路、河川及び山林を除く。）を対象とした。

## 第4 監査の実施期間

平成30年10月15日から平成31年3月8日まで

## 第5 監査の方法

監査対象となった公有財産（土地）を保有する所管課に対し、公有財産に係る取得、処分並びに遊休地の所在、活用の有無及び管理方法等について照会した調査票を調整し、関係資料等を添付の上、指定した期日までに回答するよう求めた。

提出された調査票等は、公有財産（土地）の管理が適正かつ効果的・効率的に行われているかなどについて精査し、必要に応じて関係職員からの事情聴取を行った。

## 第6 監査の着眼点

監査に当たっては、次の事項を着眼点とした。

(1) 公有財産の管理について

ア 公有財産に係る取得、処分及び現状の把握がされているか。

(2) 公有財産の未利用地である遊休資産等の管理及び活用について

ア 遊休資産等がどの程度あるか。

イ 遊休資産等の現状把握がされているか。

ウ 遊休資産等について、目的外使用等の活用方途が講じられているか。

エ 遊休資産等の維持管理は、どのようにされているか。

オ 遊休資産等の活用や処分について、方針があり、全庁的な情報共有は行われているか。

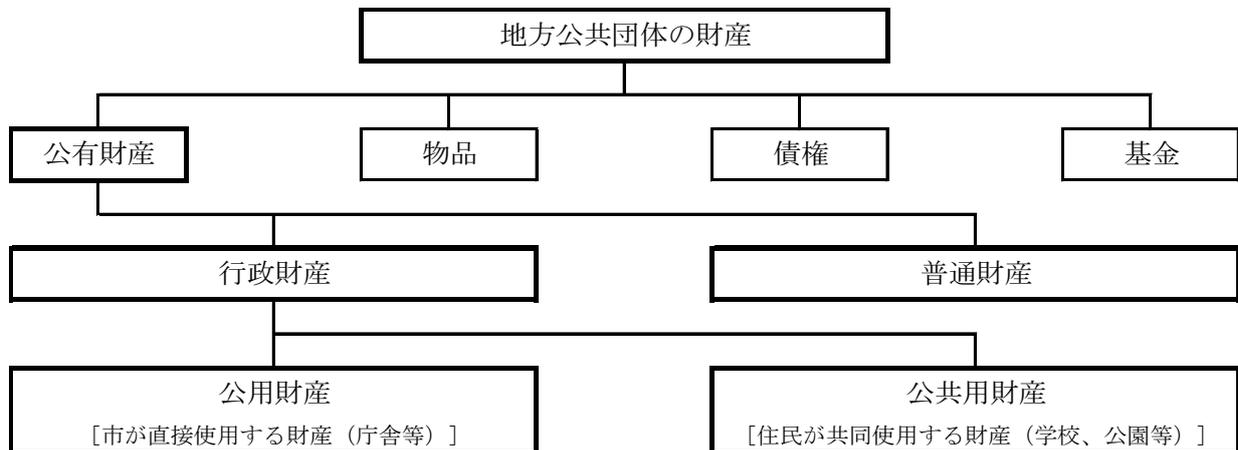
## 第7 監査の結果

### 1 公有財産の範囲と分類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）では、地方公共団体が所有する財産を「公有財産」、「物品」、「債権」、「基金」の4種類に分類している。その中で、公有財産は、地方公共団体が所有する不動産、船舶等の動産、物件（地上権、地役権、鉱業権など）、有価証券（株券、債権など）、出資による権利などで、行政財産と普通財産に分類される。

行政財産は、公用又は公共の用に供し、又は供することを決定した財産をいい、住民の一般的利用に供することを本来の目的とするかどうかによって、公用財産と公共用財産に分かれる。

普通財産は、行政財産以外の全ての公有財産をいう。



### 2 公有財産（土地）の保有状況

#### (1) 概要

本市の公有財産については、一般会計・特別会計歳入歳出決算書に一般会計及び特別会計を合わせた地積が、公営企業会計決算書に公営企業会計ごとの固定資産額が、それぞれ記載、公表されている。

平成29年度末での現在高は、一般会計・特別会計7,445万2,219.90㎡、公営企業会計167億2,561万5,470円（60万6,236.89㎡）となっている。

また、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付け総財務第14号総務大臣通知）に基づき作成された財務書類（平成30年11月）によると、平成29年度末における一般会計等の有形固定資産・事業用資産・土地は553億6,055万3,000円、有形固定資産・インフラ資産・土地は193億6,112万6,000円となっている。

地方公会計でいうインフラ資産とは、「システム又はネットワークの一部であること」、「性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと」、「移動させることができないこと」、「処分に関し制約を受けること」という特徴の一部又は全部を有するものであり、事業用資産とは、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産である。事業用資産とインフラ資産の区分は、次表のとおりである。

分類		資産の区分		例		
		事業用 資 産	インフラ 資 産			
行政財産	公用財産	庁舎	○		本庁、支所	
		その他公用施設	○		職員宿舍	
	公共用財産	福祉施設	社会福祉施設	○		老人ホーム、母子福祉センター
			児童福祉施設	○		保育所、児童館、児童自立施設
		公衆衛生施設	公衆衛生施設	○		診療所、保健所
			清掃施設	○		塵芥処理施設、し尿処理施設
		農林水産業施設	農業関係施設	○		農業試験場、ポンプ施設（農道を除く。）
			林業関係施設	○		林道を除く。
			水産業関係施設	○		漁港を除く。
		商工観光施設	商工施設	○		
			観光施設	○		
		道路			○	地方道、農道、林道、橋りょう
	河川			○	河川、池沼	
	港湾			○	港湾、漁港	
	公園			○	都市公園、児童公園	
	住宅		○		公営住宅	
	防災			○	護岸、治山（消防施設を除く。）	
	教育	学校	○		小学校、中学校、高校、幼稚園	
		社会教育施設	○		図書館、市民会館	
		給食施設	○			
	公営事業	上水道施設			○	簡易水道、飲料水供給施設
		下水道施設			○	公共下水道、集落排水施設
		病院	○			
その他公営事業関係施設		○			公営競技施設、観光施設（電気・ガスは除く。）	
普通財産	土地	○				
	その他普通財産	○				

## (2) 一般会計及び特別会計の公有財産(土地)

一般会計及び特別会計に係る公有財産（土地）の平成 29 年度末現在高は、行政財産 420 万 7,480.17 ㎡ (5.7%)、普通財産 7,024 万 4,739.73 ㎡ (94.3%) である。このうち、山林が 6,980 万 1,395.81 ㎡で、公有財産（土地）の 93.8%を占めている。

公有財産（土地）の行政財産、普通財産別の推移は、次表のとおりである。

(単位 m<sup>2</sup>)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
行政財産	公用財産	322,277.36	322,277.36	331,721.97	331,721.97	330,179.61
	公共用財産	3,263,116.47	3,283,059.02	3,264,831.23	3,258,621.42	3,250,415.54
	その他	596,361.66	586,130.12	598,097.28	598,137.14	600,866.02
	山林	26,019.00	26,019.00	26,019.00	26,019.00	26,019.00
	小 計	4,207,774.49	4,217,485.50	4,220,669.48	4,214,499.53	4,207,480.17
普通財産	山林以外	446,770.67	445,463.30	477,507.61	468,734.75	469,362.92
	山林	69,874,245.81	69,874,245.81	69,775,376.81	69,775,376.81	69,775,376.81
	小 計	70,321,016.48	70,319,709.11	70,252,884.42	70,244,111.56	70,244,739.73
計	山林以外	4,628,526.16	4,636,929.80	4,672,158.09	4,657,215.28	4,650,824.09
	山林	69,900,264.81	69,900,264.81	69,801,395.81	69,801,395.81	69,801,395.81
	計	74,528,790.97	74,537,194.61	74,473,553.90	74,458,611.09	74,452,219.90

行政財産の内訳は、公用財産 33 万 179.61 m<sup>2</sup> (7.8%)、公共用財産 325 万 415.54 m<sup>2</sup> (77.3%)、その他 60 万 866.02 m<sup>2</sup> (14.3%)、山林 2 万 6,019.00 m<sup>2</sup> (0.6%) である。

公用財産とは、市が公務のため、あるいは公営事業のために使用する財産であって、市役所庁舎、消防施設などをいう。公共用財産とは、住民が共同使用することを目的とする財産であって、学校、市営住宅、図書館、公園、診療所などをいう。

公用財産（土地）の推移は、次表のとおりである。

(単位 m<sup>2</sup>)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
庁舎	本庁舎	13,172.30	13,172.30	17,829.90	17,829.90	17,829.90
	総合支所・分庁舎	36,509.19	36,509.19	37,639.77	37,639.77	37,612.27
	支所庁舎	10,008.79	10,008.79	10,008.79	10,008.79	10,008.79
	教育委員会庁舎	1,862.67	1,862.67	1,909.17	1,909.17	1,909.17
	小 計	61,552.95	61,552.95	67,387.63	67,387.63	67,360.13
そ の 政 他 機 の 関	消防施設	30,243.55	30,243.55	33,336.58	33,336.58	33,269.65
	その他の施設	230,480.86	230,480.86	230,997.76	230,997.76	229,549.83
	小 計	260,724.41	260,724.41	264,334.34	264,334.34	262,819.48
計	322,277.36	322,277.36	331,721.97	331,721.97	330,179.61	

公共用財産（土地）の推移は、次表のとおりである。

(単位 m<sup>2</sup>)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
学 校	中学校	356,940.05	356,940.05	334,080.86	334,080.86	334,080.86	
	小学校	489,154.34	485,568.87	480,160.37	480,160.37	480,054.83	
	小 計	846,094.39	842,508.92	814,241.23	814,241.23	814,135.69	
市営住宅		414,419.15	412,353.18	411,365.12	408,937.07	406,420.47	
公園		838,774.03	843,140.57	843,043.31	842,419.41	842,740.82	
その他の公共用施設	教 育	幼稚園	28,390.35	31,409.32	22,842.28	21,021.18	21,021.18
		公民館	56,822.16	58,077.47	56,355.83	56,355.83	61,499.99
		図書館	6,547.72	6,547.72	5,206.72	5,206.72	5,206.72
		その他の教育施設	339,528.50	341,636.19	339,751.50	340,244.17	350,911.01
		小 計	431,288.73	437,670.70	424,156.33	422,827.90	438,638.90
	福 祉	保育園	30,537.52	30,537.52	32,916.57	32,916.57	28,380.78
		休養ホーム憩いの家	30,642.71	30,642.71	18,732.84	18,732.84	18,732.84
		デイサービス	13,289.17	13,289.17	13,289.17	13,289.17	12,062.13
		その他の福祉施設	78,034.69	78,034.69	70,516.97	71,845.40	74,820.21
		小 計	152,504.09	152,504.09	135,455.55	136,783.98	133,995.96
	保 健 衛 生	診療所	6,444.97	6,444.97	6,058.56	6,058.56	6,058.56
		保健センター	1,716.13	1,716.13	3,315.84	3,315.84	2,680.71
		火葬場・斎場	5,771.38	5,771.38	5,771.38	5,771.38	5,771.38
		その他の保健衛生	58,074.80	58,164.96	58,168.98	53,880.47	45,587.47
		小 計	72,007.28	72,097.44	73,314.76	69,026.25	60,098.12
	農 林 水 産	市場	57,830.68	57,830.68	57,830.68	57,830.68	57,830.68
		その他農林水産	90,917.65	101,815.29	99,919.84	99,919.84	99,919.84
		小 計	148,748.33	159,645.97	157,750.52	157,750.52	157,750.52
	観 光	動物園	54,321.60	54,321.60	54,321.60	55,122.72	55,122.72
		国民宿舎	2,746.72	2,746.72	2,746.72	3,671.68	3,671.68
		キャンプ場	20,993.99	20,993.99	32,352.07	32,352.07	32,352.07
		千石岳・長野山	5,914.00	5,914.00	5,638.00	5,638.00	5,638.00
		その他の観光施設	91,768.69	91,768.69	171,474.16	170,628.84	170,628.84
		小 計	175,745.00	175,745.00	266,532.55	267,413.31	267,413.31
	その他		183,535.47	187,393.15	138,971.86	139,221.75	129,221.75
	計		3,263,116.47	3,283,059.02	3,264,831.23	3,258,621.42	3,250,415.54

### (3) 公営企業会計の公有財産(土地)

公有財産（土地）の平成29年度末現在高は、水道事業会計14億8,886万1,830円、下水道事業会計92億9,923万9,287円、病院事業会計21億796万426円、介護老人保健施設事業会計5億4,337万4,324円、モーターボート競走事業会計32億8,617万9,603円である。

公有財産（土地）の公営企業会計別決算額の推移は、次表のとおりである。

(単位 円)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
水道事業会計	1,431,737,512	1,431,737,512	1,431,662,142	1,473,199,585	1,488,861,830
下水道事業会計	9,068,967,334	9,068,967,334	9,071,073,694	9,293,520,212	9,299,239,287
病院事業会計	2,107,960,426	2,107,960,426	2,107,960,426	2,107,960,426	2,107,960,426
介護老人保健 施設事業会計	543,374,324	543,374,324	543,374,324	543,374,324	543,374,324
モーターボート 競走事業会計	3,286,179,603	3,286,179,603	3,286,179,603	3,286,179,603	3,286,179,603
計	16,438,219,199	16,438,219,199	16,440,250,189	16,704,234,150	16,725,615,470

なお、平成30年4月1日現在の公営企業会計における公有財産（土地）の地籍は、水道事業会計17万2,313.79㎡、下水道事業会計28万9,043.39㎡、病院事業会計1万1,806.52㎡、介護老人保健施設事業会計3,693.15㎡、モーターボート競走事業会計12万9,380.04㎡となっている。

公営企業会計別における地籍の行政財産、普通財産の内訳は、次表のとおりである。

(単位 件・㎡)

区 分	行政財産		普通財産		計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
水道事業会計	94	168,769.42	8	3,544.37	102	172,313.79
下水道事業会計	359	289,043.39	0	0.00	359	289,043.39
病院事業会計	6	11,806.52	0	0.00	6	11,806.52
介護老人保健 施設事業会計	2	3,693.15	0	0.00	2	3,693.15
モーターボート 競走事業会計	0	0.00	27	129,380.04	27	129,380.04
計	461	473,312.48	35	132,924.41	496	606,236.89

### 3 公有財産（土地）の管理状況

#### (1) 概要

一般会計及び特別会計における公有財産（土地）の管理については、法令に定めるもののほか、周南市公有財産管理規則（平成15年周南市規則第53号。以下「管理規則」という。）に定めるところにより、行われている。

公有財産に係る事務は、公有財産に関する事務を統括する部長が総合調整を行い、実務は、公有財産を所管する課長が行っている。

また、公有財産の適正な記録管理を行うため、公有財産台帳が作成され、公有財産管理システムにより管理されている。

公営企業会計における公有財産（土地）の管理については、周南市上下水道局会計規程（平成15年周南市水道規程第21号）、周南市病院事業会計規則（平成15年周南市規則第112号）、周南市介護老人保健施設事業会計規則（平成16年周南市規則第5号）及び周南市競艇事業局会計規程（平成27年周南市競艇事業局規程第21号）により行われている。

## (2) 公有財産（土地）現在高

平成30年4月1日における部・局別の公有財産（土地）現在高は、次表のとおりである（道路、河川及び山林を除く。）。

(単位 件・㎡・%)

区 分	行政財産		普通財産		合計		うち遊休資産			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積 (A)	件数	面積 (B)	比率 (B/A)	
市長部局	政策推進部	18	7,237.62	795	488,981.15	813	496,218.77	429	276,570.74	55.7
	行政管理部	26	27,358.22	0	0.00	26	27,358.22	0	0.00	0.0
	財 政 部	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0
	地域振興部	448	332,772.72	30	23,622.21	478	356,394.93	12	14,198.53	4.0
	環境生活部	578	525,138.06	3	536.00	581	525,674.06	99	71,562.91	13.6
	福祉医療部	72	44,146.64	17	21,908.20	89	66,054.84	0	0.00	0.0
	こども健康部	63	40,469.94	7	8,066.57	70	48,536.51	5	4,717.50	9.7
	経済産業部	111	251,435.57	11	43,630.31	122	295,065.88	13	8,722.05	3.0
	建 設 部	307	421,129.49	8	1,699.13	315	422,828.62	7	1,681.05	0.4
	都市整備部	866	1,009,515.08	9	2,104.98	875	1,011,620.06	11	2,807.46	0.3
	中心市街地整備部	30	6,223.54	0	0.00	30	6,223.54	0	0.00	0.0
	新南陽総合支所	11	11,674.94	0	0.00	11	11,674.94	0	0.00	0.0
	熊毛総合支所	3	14,526.58	0	0.00	3	14,526.58	0	0.00	0.0
	鹿野総合支所	18	30,252.28	4	1,558.00	22	31,810.28	0	0.00	0.0
会計管理者	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0	
小計	2,551	2,721,880.68	884	592,106.55	3,435	3,313,987.23	576	380,260.24	11.5	
消 防 本 部	236	33,269.65	3	1,173.63	239	34,443.28	1	66.93	0.2	
小計	236	33,269.65	3	1,173.63	239	34,443.28	1	66.93	0.2	
行政委員会	教育部	817	1,089,463.19	0	0.00	817	1,089,463.19	0	0.00	0.0
	議 会	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0
	選挙管理委員会	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0
	農業委員会	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0
	監査委員	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0
	公平委員会	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0.0
小計	817	1,089,463.19	0	0.00	817	1,089,463.19	0	0.00	0.0	
公営企業	水道事業会計	94	168,769.42	8	3,544.37	102	172,313.79	2	561.63	0.3
	下水道事業会計	359	289,043.39	0	0.00	359	289,043.39	0	0.00	0.0
	モーターボート競走事業会計	0	0.00	27	129,380.04	27	129,380.04	0	0.00	0.0
	病院事業会計	6	11,806.52	0	0.00	6	11,806.52	0	0.00	0.0
	介護老人保健施設事業会計	2	3,693.15	0	0.00	2	3,693.15	0	0.00	0.0
小計	461	473,312.48	35	132,924.41	496	606,236.89	2	561.63	0.1	
計	4,065	4,317,926.00	922	726,204.59	4,987	5,044,130.59	579	380,888.80	7.6	

(注) ・公営企業会計は、道路、河川及び山林を含む。

遊休資産は、38万888.80㎡で、平成30年4月1日現在の道路、河川及び山林を除く公有財産（土地）の7.6%を占めている。そのうち、行政財産が8万9,392.16㎡、普通財産が29万1,496.64㎡である。

#### 4 公有財産（土地）の活用状況

##### (1) 概要

公有財産（土地）の有効活用については、行政財産の目的外使用、道路等の占用許可、土地の貸付け及び土地売払いなどがある。

本市では、第3次周南市行財政改革大綱において、市が保有している土地や建物等の資産についてはファシリティマネジメントの考え方にに基づき、情報の正確な把握と適正な管理に努め、低利用や未使用の市有財産は売却や貸付けをはじめ、創意と工夫による有効活用の取組みを推進することにより、自主財源の確保に努めることとされている。

平成29年4月には、公共施設再配置計画に係る公共施設等の最適化や効率的な維持管理及び公有財産の有効活用や処分について、その具体的な方針を審議、検討する周南市公有財産有効活用・管理検討委員会が設置され、公有財産の有効活用に取り組まれている。

一般会計歳入決算における行政財産の目的外使用料、主な占用料、土地貸付収入及び土地売払収入の推移は、次表のとおりである。

(単位 円)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
行政財産目的外使用料		6,311,248	5,336,200	7,295,440	4,421,430	8,257,960
主 な 占 用 料	道路占用料	80,125,087	80,435,815	83,536,293	33,567,909	31,179,797
	漁港施設占用料	954,800	2,386,188	1,168,760	1,502,137	1,269,298
	法定外公共物 占用料（道路）	284,476	564,618	404,879	121,501	143,341
	法定外公共物 占用料（河川）	506,413	518,811	682,224	651,717	737,790
土地貸付収入		45,550,809	45,742,522	46,102,214	43,917,559	48,203,160
土地売払収入		70,823,195	111,569,703	127,195,772	418,351,017	111,649,582
計		204,556,028	246,553,857	266,385,582	502,533,270	201,440,928

(注) ・行政財産目的外使用料は、建物等の使用料を含む。  
 ・28年度の行政財産目的外使用料、占用料の減少は、道路占用料等の見直し（減額）のためである。

##### (2) 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用は、法第238条の4第7項の規定にある「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」に基づいている。

本市においては、管理規則及び周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成15年周南市条例第56号。以下「条例」という。）に基づき、目的外使用の許可、使用料の徴収等が行われている。

行政財産の目的外使用許可は、管理規則第34条各号に該当する場合とされている。

**周南市公有財産管理規則（抜粋）**

（使用許可の基準）

第34条 法第238条の4第7項の規定により、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用の許可をすることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- （1） 国又は地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するため使用する  
とき。
- （2） 市の指導監督を受け、市の事務事業を補佐又は代行する事務事業の用に供するため使用  
するとき。
- （3） 電気、ガス、通信事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- （4） 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜のため、食堂、売店等を経営させるとき。
- （5） 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上やむを得ないと認めるとき。

行政財産の目的外使用に係る使用料については、条例第2条に規定する別表に定める使用料を徴収している。

**周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（抜粋）**

別表（第2条関係）

種類	区分	金額
1 土地	(1) 電柱・自動販売機（清涼飲料水・たばこ等の自動販売機でこれに類するものを含む。以下この表中「販売機」という。）・地下埋設物・看板 その他を設置する場合	周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号。以下この表及び備考中「占用料条例」という。）の例による。
	(2) その他の用途に使用する場合	1月につき、使用土地の価格に1,000分の2を乗じて得た額（当該使用期間が1月未満の場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合には、当該額に100分の108を乗じて得た額）

## ア 目的外使用許可の状況

平成 29 年度における部・局別の公有財産（土地）に係る行政財産の目的外使用許可の状況は、次表のとおりである。

(単位 件・円・%)

区分	許可分		うち減免申請		使途別件数（管理規則第34条）						
	件数 (A)	使用料	件数 (B)	比率 (B/A)	1号該当	2号該当	3号該当	4号該当	5号該当	6号該当	
市長部局	政策推進部	16	16,280	1	6.3	0	0	14	0	0	2
	行政管理部	9	14,030	3	33.3	1	0	4	3	0	1
	財 政 部	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	地域振興部	207	136,950	58	28.0	6	0	81	54	0	66
	環境生活部	60	52,500	13	21.7	1	0	49	1	0	9
	福祉医療部	43	340,100	11	25.6	0	0	25	5	0	13
	こども健康部	24	14,130	3	12.5	1	0	22	0	0	1
	経済産業部	57	553,640	5	8.8	2	0	41	1	0	13
	建 設 部	76	1,870,240	19	25.0	4	0	19	0	0	53
	都市整備部	16	11,360	0	0.0	0	0	15	1	0	0
	中心市街地整備部	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	新南陽総合支所	5	101,730	1	20.0	0	0	4	0	0	1
	熊毛総合支所	5	3,830	1	20.0	0	0	4	0	0	1
	鹿野総合支所	18	122,950	0	0.0	2	0	7	1	0	8
	会計管理者	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
小計	536	3,237,740	115	21.5	17	0	285	66	0	168	
消 防 本 部	22	9,200	2	9.1	1	0	18	2	0	1	
小計	22	9,200	2	9.1	1	0	18	2	0	1	
行政委員会	教育部	287	237,630	53	18.5	11	1	224	2	0	49
	議 会	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
小計	287	237,630	53	18.5	11	1	224	2	0	49	
公営企業	水道事業会計	30	21,430	6	20.0	1	1	28	0	0	0
	下水道事業会計	3	870	0	0.0	0	0	3	0	0	0
	モーターボート 競走事業会計	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	病院事業会計	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	老健施設事業会計	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
小計	33	22,300	6	18.2	1	1	31	0	0	0	
計	878	3,506,870	176	20.0	30	2	558	70	0	218	

(注) ・件数は、目的外使用許可した土地の地番を1件としている。  
 ・管理規則第34条各号は、P10「周南市公有財産管理規則（抜粋）」参照

許可基準ごとの許可件数は、1号該当 30件 (3.4%)、2号該当 2件 (0.2%)、3号該当 558件 (63.6%)、4号該当 70件 (8.0%)、5号該当 0件 (0.0%)、6号該当 218件 (24.8%) である。

6号該当の主なものは、自治会・コミュニティ組織等 98件、学校法人・青年団・女性団体・PTA等 34件、社会福祉事業推進団体等 22件である。

## イ 目的外使用料減免の状況

行政財産の目的外使用に係る使用料の減免については、条例第4条の規定及び周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例施行規則(平成15年周南市規則第49号。以下「規則」という。)により行われている。

平成29年度行政財産の目的外使用許可に対する減免件数は176件で、全許可件数の20.0%となっている。その内訳は、3割減額1件(0.6%)、5割減額5件(2.8%)、9割減額2件(1.1%)、免除168件(95.5%)である。

免除の主なものは、自治会・コミュニティ組織等61件、地方公共団体等16件、学校法人・青年団・女性団体・PTA等15件、社会福祉事業推進団体等15件である。

平成29年度における該当事由別行政財産の目的外使用料減免の状況は、次表のとおりである。

(単位 件)

該当事由(条例、規則別)		減免の内容		件数	
条例別 (条例第4条)	規則別 (規則第2条)	対象者	内容		
第1号	第1項	第1号	地方公共団体等	5割以内の減額	1
第2号		第2号	市の事務事業を補佐又は代行する団体	免除	12
第3号		第3号	災害により使用できないとき	免除	0
第4号	第1号	ア	社会福祉事業推進団体等	9割以内減額	1
		イ	自治会等コミュニティ推進団体等	9割以内減額	1
		ウ	学校法人、青年団、女性団体、PTA等	5割以内減額	4
		エ	協同組合等	3割以内減額	1
	第2項	第2号	本市職員の福利厚生等のために設置された団体	免除	2
		第3号	災害により短期間使用するとき	免除	0
		第4号	本市と共催して開催する行事等	市長が必要と認めた割合を減額	0
		第5号	本市の事務、事業の執行に寄与	市長が必要と認めた割合を減額	0
		第6号	公益上その他特別の理由がある場合	市長が必要と認めた割合を減額	0
		第3項	その他特に市長が必要と認めた場合	免除	154
計				176	

### (3) 行政財産の占用

行政財産の有効活用として、目的外使用料の徴収のほか占用料の徴収がある。これは、道路、河川、漁港などのインフラ施設において、電柱、公衆電話所、広告塔や地下埋設物などの工作物、物件等が占用する場合に、その使用料を徴収するものである。

主な占用許可の概要は、次表のとおりである。

区 分	根拠法	許可の根拠条例	対象
道路占用許可	道路法	周南市道路占用料徴収条例	市道を占有する工作物、物件等
漁港施設占用許可	漁港漁場整備法	周南市漁港管理条例	市漁港施設を占有する漁業者の利用及び工作物、物件等
法定外公共物占用許可	—	周南市法定外公共物管理条例	道路法を適用されない道路、河川法を適用されない河川等を占有する工作物、物件等

このほか、都市公園占用許可、準用河川占用許可、公共下水道占用許可等がある。

平成 29 年度歳入は、道路占用料 3,117 万 9,797 円、漁港施設占用料 126 万 9,298 円、法定外公共物占用料(道路及び河川)88 万 1,131 円である。

### (4) 公有財産の貸付け

公有財産の貸付けは、原則として、賃貸借契約によって行われ、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定が適用される。長期安定的な使用を可能としており、このことにおいて、一時的な使用を前提とした行政財産の目的外使用とは異なる。

公有財産における行政財産の貸付けは、法第 238 条の 4 第 2 項から第 4 項までの規定、普通財産の貸付けは、法第 238 条の 5 の規定に基づいている。

本市では、行政財産、普通財産を貸し付ける場合の貸付期間及び貸付料の額について、管理規則第 45 条の規定に基づき、周南市普通財産及び行政財産の貸付けに関する施行要綱（平成 17 年周南市要綱第 24 号）を定めている。

平成 29 年度における土地貸付料は、一般会計及び特別会計 4,820 万 3,160 円、公営企業会計 142 万 6,570 円、合計 4,962 万 9,730 円で、全て普通財産である。

貸付先は、国、県及び市 17 件、福祉団体 13 件、自治会等 113 件、その他（民間個人、法人、スポーツ団体等）357 件となっている。

無償で貸付けしている主なものは、自治会用地 72 件、福祉施設用地 12 件、交番等公共物用地 3 件である。

平成 29 年度における部・局別の公有財産（土地）に係る行政財産及び普通財産の貸付けの状況は、次表のとおりである。

(単位 件・円・%)

区 分	貸付状況		うち使用貸借件数		貸付先別件数				
	件数 (A)	貸付料	件数 (B)	比率 (B/A)	国、県 及び市	福祉団体	自治会等	その他	
市長部局	政策推進部	410	28,640,456	88	21.5	12	1	109	288
	行政管理部	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	財 政 部	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	地域振興部	20	7,080	17	85.0	0	0	0	3
	環境生活部	3	11,733	0	0.0	0	0	0	3
	福祉医療部	13	1,515,000	11	84.6	0	12	0	1
	こども健康部	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	経済産業部	50	14,308,452	0	0.0	0	0	0	48
	建 設 部	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	都市整備部	8	3,704,439	0	0.0	0	0	1	7
	中心市街地整備部	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	新南陽総合支所	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	熊毛総合支所	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	鹿野総合支所	4	16,000	0	0.0	0	0	0	4
	会計管理者	0	0	0	0.0	0	0	0	0
小計	508	48,203,160	116	22.8	12	13	110	354	
消 防 本 部	0	0	0	0.0	0	0	0	0	
小計	0	0	0	0.0	0	0	0	0	
行政委員会	教育部	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0.0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0.0	0	0	0	0	
公営企業	水道事業会計	6	201,950	0	0.0	5	0	0	1
	下水道事業会計	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	モーターボート 競走事業会計	5	1,224,620	3	60.0	0	0	3	2
	病院事業会計	0	0	0	0.0	0	0	0	0
	老健施設事業会計	0	0	0	0.0	0	0	0	0
小計	11	1,426,570	3	27.3	5	0	3	3	
計	519	49,629,730	119	22.9	17	13	113	357	

(注) ・件数は、貸付けをした土地の地番を1件としている。

## (5) 公有財産の売払い

公有財産の売払いは、法第 238 条の 5 に規定されており、本市においては、管理規則第 7 章の規定に基づいて、適正な事務処理が執行されている。

一般会計歳入決算における部・局別土地売払収入の推移は、次表のとおりである。

(単位 円)

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市長部局	政策推進部	0	0	0	198,312,817	97,780,282
	行政管理部	0	0	0	0	0
	財 政 部	40,951,072	88,589,803	111,482,972	0	0
	地域振興部	0	0	0	0	0
	環境生活部	0	0	0	62,500,000	0
	福祉医療部	0	0	0	0	0
	こども健康部	0	0	0	0	0
	経済産業部	0	0	0	120,540,000	0
	建 設 部	0	0	0	0	0
	都市整備部	29,872,123	22,979,900	15,712,800	36,998,200	13,869,300
	中心市街地整備部	0	0	0	0	0
	新南陽総合支所	0	0	0	0	0
	熊毛総合支所	0	0	0	0	0
	鹿野総合支所	0	0	0	0	0
	会計管理者	0	0	0	0	0
小計	70,823,195	111,569,703	127,195,772	418,351,017	111,649,582	
消 防 本 部	0	0	0	0	0	
小計	0	0	0	0	0	
行政委員会	教育部	0	0	0	0	0
	議 会	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	
計	70,823,195	111,569,703	127,195,772	418,351,017	111,649,582	

(注) ・28年度の機構改革により、財産管理担当課が財政課（財政部）から施設マネジメント課（政策推進部）へ移行している。

## (6) その他の活用

### ア 自動販売機の設置促進

本市では、歳入確保のため、自動販売機の設置を歳入増に結び付ける取組みを行っている。

平成 22 年 2 月に策定された周南市自動販売機の設置に係る取扱指針により、平成 22 年度以降は自動販売機設置申請の随時受付を改め、市が主体的に自動販売機の設置場所を定め、設置希望者を募集する方式に転換されている。

この結果、平成 29 年度一般会計歳入決算における自動販売機取扱料は、1,261

万 2,888 円となっている。

自動販売機取扱料（建物に設置したものを含む。）の推移は、次表のとおりである。

(単位 円)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
議会費雑入	0	0	0	0	0
総務費雑入	899,543	1,004,150	1,656,008	4,178,822	5,850,731
民生費雑入	369,931	348,277	347,923	260,367	227,772
衛生費雑入	810,649	801,806	532,243	474,482	409,057
労働費雑入	211,063	245,671	169,660	136,032	111,070
農林水産業費雑入	109,697	130,645	109,250	92,590	112,000
商工費雑入	1,620,292	1,810,524	2,192,887	2,666,528	2,732,000
土木費雑入	0	0	0	0	0
消防費雑入	1,484,054	1,287,569	1,237,704	1,208,395	1,088,861
教育費雑入	362,398	345,783	1,852,276	2,165,579	2,081,397
計	5,867,627	5,974,425	8,097,951	11,182,795	12,612,888

## イ 市営住宅用地の活用

市営住宅においては、平成 18 年度から入居者用駐車場の整備が進められ、平成 19 年度から駐車場整備の完了した住宅から順次、駐車場使用料の徴収を行っている。

また、市営住宅駐車場は 1 戸に 1 か所を原則としているが、駐車場を必要としない入居者がいることから、余剰となる駐車場を他の入居者へ 2 台目駐車場として目的外使用を許可している。

この結果、平成 29 年度の歳入は、1 台目駐車場使用料で 2,253 万 1,100 円、2 台目駐車場の目的外使用料で 167 万 1,820 円となっている。

## 5 公有財産（土地）の管理、活用の課題

### (1) 制度間の格差

行政財産の目的外使用及び占用並びに土地の貸付けに関し、所管ごとに条例、規則、要綱等が制定されているが、制度間に取扱いの異なる場合がある。

#### ア 電柱等の取扱い

電柱等については、国において道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）をはじめ、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）等でそれぞれ取扱いが定められている。

大別すると、道路、河川、漁港等のインフラ施設においては、道路法の考え方

を基本とし、民地については、電気通信事業法が適用される。

本市においては、道路、河川、漁港、公共下水道等の占用及び行政財産の目的外使用は周南市道路占用料徴収条例の例によることとされているが、土地の貸付けは電気通信事業法（空間、地下の貸付けは周南市道路占用料徴収条例）を適用することとされている。

県内他市の状況は、次表のとおりである。

区 分	根拠条例	土地使用料				端数処理
		道路法に規定する占用物		その他		
		電柱等	その他	自動販売機	その他	
下関市	下関市行政財産使用料条例	下関市道路占用料徴収条例の例による。		1月につき土地の価額に3.3/1000を乗じて得た額		1円未満切捨て
宇部市	宇部市行政財産使用料徴収条例	宇部市道路占用料徴収条例の例による。		土地の価額の4/100に相当する額		1円未満切捨て
山口市	山口市使用料、手数料徴収条例	電気通信事業法施行令別表第1に定める額	1月につき土地の価額の6/1000以内の額			10円未満切捨て
萩市	萩市行政財産使用料条例	電気通信事業法施行令別表第1に定める額	土地の価額に4/100を乗じて得た額			10円未満切捨て
防府市	防府市行政財産使用料徴収に関する条例	電気通信事業法施行令別表第1に定める額	防府市道路占用料徴収条例の額	1月につき土地の価額の6/1000以内の額		規定なし (1円単位)
下松市	下松市行政財産使用料徴収条例	電気通信事業法施行令別表第1に定める額	土地の価額に2/100を乗じて得た額			10円未満切捨て
岩国市	岩国市行政財産使用料条例	電気通信事業法施行令別表第1に定める額	土地の価額に4/100を乗じて得た額			1円未満切捨て
光市	光市行政財産使用料条例	光市道路占用料徴収条例に定める額		1月につき土地の価額の6/1000を乗じて得た額		10円未満切捨て
長門市	長門市使用料徴収条例	長門市道路占用料徴収条例の例による。		1月につき土地の価額の6/1000以内の額		10円未満切捨て
柳井市	-	-				-
美祢市	美祢市行政財産使用料徴収条例	電気通信事業法施行令別表第1に定める額	土地の価額に4/100を乗じて得た額			10円未満切捨て
山陽小野田市	山陽小野田市行政財産使用料徴収条例	山陽小野田市道路占用料徴収条例の例により算定した額	最低基準単価 250円/㎡/月	1月につき土地の価額の6/1000以内		10円未満切捨て
本市	周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例	周南市道路占用料徴収条例の例による。		1月につき土地の価額に2/1000を乗じて得た額		10円未満切捨て

(注) ・柳井市は、柳井市財務規則に行政財産の目的外使用に関する取扱いを規定し、使用料は施設ごとに規定している。

## イ 端数処理の取扱い

端数処理については、行政財産の目的外使用料は 10 円未満切捨てとされているが、行政財産、普通財産の貸付料は 1 円未満切捨てとなっている。

また、インフラ資産に対応する道路占用料等は 1 円未満切捨てとされているが、1 か月未満の使用によって端数が生じる場合は、10 円未満切捨てとなっている。

## ウ 自動販売機の取扱い

自動販売機の設置に係る土地使用料については、行政財産の目的外使用は道路占用料徴収条例を適用することとされているが、行政財産及び普通財産の貸付けについては、前年分土地固定資産評価額の 4%とされている。

## (2) 維持管理

所管課の回答によると、公有財産（土地）のうち活用されていない遊休資産は、平成 30 年 4 月 1 日現在で 579 件、38 万 888.80 m<sup>2</sup>である。

今回、公有財産（土地）の維持管理について回答があったものは 129 件、7 万 6,527.59 m<sup>2</sup>で、草刈り等を委託しているもの 32 件、1 万 8,243.63 m<sup>2</sup>、指定管理者が管理しているもの 6 件、1,646.60 m<sup>2</sup>、地元管理 1 件、34.45 m<sup>2</sup>で、残りの 90 件は自己管理である。

今回、回答がなかったものについては、歳出に委託料が計上されていないことから、自己管理と推察される。

土地については、管理を怠ると無断利用や不法占拠のほか、草木繁茂や害虫の発生による近隣トラブルなど様々なリスクがあることから、定期的な現地確認や報告の実施体制を整えることが必要と考える。

## 第8 むすび

本市は、公有財産を経営資源として捉え、適正な管理と有効活用を進めることにより、将来に向けた財源の確保に積極的に取り組んでおり、平成30年2月に策定された周南市緊急財政対策においても、財源確保に向けた取組みとして遊休資産等の有効活用を掲げている。

平成29年度の公有財産（土地）現在高は、一般会計及び特別会計で7,445万2,219.90㎡、公営企業会計で60万6,236.89㎡、合計7,505万8,456.79㎡で、これは、市の総面積656.29km<sup>2</sup>の11.4%となっている。

このうち、行政財産は一般会計及び特別会計で420万7,480.17㎡、公営企業会計で47万3,312.48㎡、合計468万792.65㎡で、公有財産（土地）全体の6.2%を占めている。

また、山林は一般会計及び特別会計で6,980万1,395.81㎡、公営企業会計で5万3,319.88㎡、合計6,985万4,715.69㎡で、公有財産（土地）全体の93.1%を占めている。

未利用の遊休資産は、行政財産が8万9,392.16㎡、普通財産が29万1,496.64㎡、合計38万888.80㎡で、道路、河川及び山林を除く公有財産（土地）全体の7.6%を占めている。平成29年度の土地売払収入は1億1,164万9,582円となっているが、未利用の遊休資産の用途については、処分等有効活用の方針が決まっていないものが大半であった。

未利用の遊休資産の中には、法面など活用や処分が難しいものもあるが、処分が可能な遊休資産については、民間活力による雇用の創出や税収増などの観点からも積極的な売払いを検討されたい。

公有財産の有効活用については、遊休資産の売払いだけでなく、現に利用中の行政財産の目的外使用、占用許可等による使用料及び貸付収入の確保があり、平成29年度の行政財産の目的外使用料は825万7,960円、道路占用料は3,117万9,797円、土地貸付収入は4,820万3,160円となっている。

また、公有財産の有効活用策として、自動販売機の設置を歳入増に結び付ける取組みと市営住宅入居者の1台目駐車場使用料及び2台目駐車場の行政財産目的外使用料の徴収がある。

自動販売機の設置を歳入増に結び付ける取組みは、行政財産の目的外使用料、普通財産の貸付料に加え、売上収入の一部を自動販売機取扱料として徴収するものである。自動販売機取扱料は、平成25年度586万7,627円、平成26年度597万4,425円、平成27年度809万7,951円、平成28年度1,118万2,795円、平成29年度1,261万2,888円と、増加傾向にある。

市営住宅については、市営住宅敷地の駐車場整備を進め、入居者から1台目駐車場使用料及び2台目駐車場の行政財産目的外使用料を徴収するもので、平成29年度は1台目駐車場使用料2,253万1,100円、2台目駐車場の行政財産目的外使用料167万1,820円となっている。

行政財産の目的外使用及び占用並びに土地貸付けの取扱いについては、所管ごとに条例、規則、要綱等が制定されているが、制度間で取扱いが異なるものがある。

公有財産の有効活用は、市税等一般会計における自主財源の確保策と同様に、民間への売払いと貸付けによる財産収入の増加や民間活力の活性化という視点からも重要な施策であり、その運用に当たっては、より統一化され、公平で分かりやすい制度設計や貸付条件等の見直しなど、国、県の制度改正や社会経済環境に応じた適時適切な対応が求められている。

これらの取組みを推進するためには、公有財産管理台帳への記載漏れ防止対策など公有財産の正確な記録管理の徹底や遊休資産の管理に関する情報収集と、処分も含めた今後の取扱いに係る方針付け、公有財産の使用許可や貸付規程等の取扱いの統一化など、全ての公有財産が適切に管理運用されるよう、今後とも公有財産統括部局による全庁的な仕組みづくりが必要である。

市民共有の財産である公有財産が一層有効活用されることにより、市民福祉の向上に資することを望むものである。

# 資 料 編

資料 1

調査票（抜粋）

行政財産（H30.4.1現在）

所管課名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

名称	所在地				地目	面積
	大字	小字	地番	枝番		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計						

連絡先 (TEL)

活用の状況		取得年月日	活用なしの場合			備考
活用の有無	状況		いつから (年月日～)	理由	今後の活用方針	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	
有・無					売却 その他( )	

行政財産目的外使用(平成29年度実績)

所管課名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

名称	所在地				地目	面積
	大字	小字	地番	枝番		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計						



賃貸借契約（平成29年度実績）

所管課名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_

名称	財産の 区 分	所 在 地				地目
		大字	小字	地番	枝番	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計						

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

面積	うち契約 面積	相手方		使用目的	賃料		備考
		区分	名称		適用率 (%)	賃料	

# 遊休財産の活用（平成29年度実績）

所管課名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

	所在地				地目	面積	うち活用面積
	大字	小字	地番	枝番			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	合 計						



# 遊休財産の管理（平成29年度実績）

所管課名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

No.	所在地				地目	面積	うち遊休 財産面積
	大字	小字	地番	枝番			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
合 計							

